

国立大学法人大分大学における個人情報保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整備に関する規程

令和4年3月15日制定
令和4年規程第15号

(国立大学法人大分大学個人情報の保護及び特定個人情報の取扱いに関する規程の一部改正)

第1条 国立大学法人大分大学個人情報の保護及び特定個人情報の取扱いに関する規程(平成27年規程第61号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第1条の規定中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「個人情報保護法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について(平成16年9月14日付け総管情第85号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)」とする。
- (2) 第2条第1項の規定中「個人情報保護法第2条及び」を「個人情報保護法第2条及び第60条並びに」とする。
- (3) 第8条の規定中「非識別加工情報」を「匿名加工情報」とする。
- (4) 第41条の規定中「個人情報保護法第9条」を「個人情報保護法第69条」とする。
- (5) 第47条第5項及び第48条第2項「文部科学省等」を「個人情報保護委員会等」とする。
- (6) 第52条の規定中「個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)4を踏まえ、文部科学省等と緊密に連携して」を「個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)を踏まえ、個人情報保護委員会等と緊密に連携して」とする。

(国立大学法人大分大学情報公開、個人情報保護、特定個人情報の取扱い及び非識別加工情報の管理に関する委員会規程の一部改正)

第2条 国立大学法人大分大学情報公開、個人情報保護、特定個人情報の取扱い及び非識別加工情報の管理に関する委員会規程(平成20年規程第18号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 題名中「国立大学法人大分大学情報公開、個人情報保護、特定個人情報の取扱い及び非識別加工情報の管理に関する委員会規程」を「国立大学法人大分大学情報公開、個人情報保護、特定個人情報の取扱い及び匿名加工情報の管理に関する委員会規程」とする。
- (2) 第1条及び第2条の規定中「非識別加工情報」を「匿名加工情報」とする。

(国立大学法人大分大学非識別加工情報等の適切な管理のための措置に関する規程の一部改正)

第3条 国立大学法人大分大学非識別加工情報等の適切な管理のための措置に関する規程(平成30年規程第4号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 「非識別加工情報」を「匿名加工情報」とする。
- (2) 第1条の規定中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)第44条の15第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第119条第2項」とする。
- (3) 第32条第1項の規定中「法第44条の2第2項」を「法第107条第3項」とする。
- (4) 第32条第2項の規定中「法第44条の2第1項及び第44条の9の規定(第44条の12の規定により第44条の9の規定を準用する場合を含む。)」を「法第107条第1項及び第113条の規定(第116条の規定により第113条の規定を準用する場合を含む。)」とし、「法第44条の5第2項第7号」を「法第110条第2項第7号」とする。

- (5) 第33条の規定中「法第44条の5第1項」を「法第110条第1項」とし、「法第44条の7第1項各号」を「法第112条第1項各号」とする。
- (6) 第41条第3号の規定中「法第44条の14各号」を「法第118条各号」とする。

(国立大学法人大分大学情報公開規程の一部改正)

第4条 国立大学法人大分大学情報公開規程（平成16年規程第121号）第4条の規定中「非識別加工情報」を「匿名加工情報」とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。